



平成18年（行ウ）第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学 外52名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

平成19年（行ウ）第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 小川裕之 外36名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

平成20年（行ウ）第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 鈴木桂太 外15名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(処分行政庁 東京都知事)

### 準備書面 (15)

平成26年1月28日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告東京都訴訟代理人 弁護士

今井克治



被告東京都指定代理人

岩元昭博



同

青木那和



同

朝山



同

大野



同

小林文男



## 第1 原告適格について

### 1 本件各訴えについて、いずれの原告も原告適格が認められないこと。

既に被告東京都が指摘しているが、本件各訴えについて、原告らの「法律上の利益」は明らかにされていない。

最高裁平成17年大法廷判決は、都市計画事業の事業認可取消しの原告適格について、都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有するとしているが、個々の事業の認可によって、自己のどのような権利若しくは法律上保護された利益が侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあるかについて、具体的な主張をするべきとしている。

そして、本件各事業認可の対象となった補助54号線と区画街路10号線の都市計画事業はいずれも、別個独立の道路事業である都市計画事業であるから、これらの事業認可の取消しを求め、又は事業認可の差止めを求めるなら、事業ごとに各原告が、自己のどのような権利若しくは法律上保護された利益が侵害されるか等、原告適格を主張立証するべきであるが、原告らのこれまでの主張は、健康被害、文化的利益、財産的な被害といった一般的内容を概括的に述べるのみである。なお、本件各道路事業は東京都環境影響評価条例の対象外である。

原告らの原告適格を基礎付ける個別具体的な「法律上の利益」が本件各訴えを提起した平成18年9月から7年3か月以上が経過しても明らかとなっていない以上、他の訴訟要件を検討するまでもなく、本件各訴えはいずれも不適法として、却下されるべきである。

本件各道路事業の目的及びその規模等からすれば、事業地内の不動産につき権利を有しない原告らについて、本件各道路事業が実施されることにより健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがあると認めることは

できないから、この点からも、事業地内の不動産につき権利を有しない原告らには、いずれも原告適格を認めることはできず、その訴えは却下されるべきである。

## 2 本件各訴えのうち、差止めの訴えは蓋然性の要件を欠いていること。

本件各訴えのうち、補助54号線の未着工区間について、被告東京都に対し、事業認可の差止めを求める訴えは、既に被告東京都が指摘しているが、原告適格以外の訴訟要件のうち、行政事件訴訟法37条の4の「一定の処分又は裁決がされようとしていること」（蓋然性要件）に欠けるものである。

すなわち、補助54号線のうち2期区間及び3期区間は、現時点でも事業認可申請がなされていないのであって、本件各訴えのうち、補助54号線事業認可の差止めを求める訴えは、事業地内の不動産に権利を有するか否かにかかわらず、行政事件訴訟法37条の4が規定する蓋然性の要件を欠いている点で、いずれの原告についても不適法な訴えであり、却下されるべきである。

## 第2 本件各事業認可処分の適法性

### 1 前提となる都市計画の適法性

#### (1) 判例の適法性判断の基準

都市計画法61条1号は、都市計画事業について、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が、都市計画に適合することが必要である旨規定する。

そして、都市計画の理念（都市計画法2条）及びその基準（都市計画法13条1項11号など）等からすれば、このような基準に従って都市施設の規模、配置等に関する事項を定めるに当たっては、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠であるから、これを決定する行政庁の広範な裁量に委ねられているというべきであって、裁判所が都市施設に関する都市計画の決定又は変更の内

容の適否を審査するに当たっては、当該決定又は変更が裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くもの認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解されているところである（最高裁判所平成18年11月2日判決・民集60巻9号3249頁）。

(2) 平成15年都市計画変更決定の適法性

本件各事業認可適法性の前提となる都市計画は、既に裁判所による訴訟指揮により認定されているように、平成15年都市計画変更決定である。

そして、平成15年都市計画変更決定が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる点がいささかもないことは、既に被告東京都が主張立証しているところである（被告東京都準備書面(1)第3・1）。

なお、この点、原告らは平成15年都市計画変更決定に先立つ都市計画決定、変更の違法事由があれば、本件認可処分に違法性が承継される旨主張する。

しかし、都市計画が数次にわたって変更されている場合、変更後の都市計画が新たな都市計画となるから、本件各事業認可の適法性の判断の前提として適法性を判断する対象となる都市計画決定は、平成15年都市計画変更決定というべきであり、本件訴訟の審理において、既に裁判所の訴訟指揮によりそのような整理がされているところである（なお、仮に本件において平成15年都市計画変更決定に先立つ都市計画決定、変更の適法性が審理の対象になるとしても、それらの決定において違法となる事由のないことについては、被告国準備書面(17)の主張を援用する。）。

平成15年都市計画変更決定が判例の基準からも、手続面及び実体面で裁

量権の範囲の逸脱がなく、何ら違法な点がないことについて、簡潔に再論すると以下のとおりである。

なお、区画街路10号線都市計画決定に係る適法性については、参加人世田谷区の主張を援用する。

#### ア 手続的要件

都市計画法は、都道府県が定める都市計画の変更に係る手続として、法21条2項において準用する法17条1項及び2項（都市計画の案の縦覧、関係市町村の住民及び利害関係人による意見書の提出）、法18条1項及び2項（関係市町村の意見聴取、都道府県都市計画審議会の議決、都市計画の決定）並びに法20条（都市計画の告示等）の規定を定め、参加人世田谷区が本件各道路事業の施行者となっているところである（地方自治法281条2項）。

これを平成15年補助54号線都市計画変更決定についてみると、

##### ① 都市計画の案の縦覧

法17条1項は、都道府県は、都市計画を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の変更案を、当該都市計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならないと定め、法施行規則10条は、法17条1項の規定による公告は、法施行規則10条各号に掲げる事項について、都道府県知事の定める方法で行うものとする定め、同条1号は都市計画の種類を、同条2号は都市計画を定める土地の区域を、同条3号は都市計画の案の縦覧場所を定める。

被告東京都は、平成15年都市計画変更案を作成し、平成14年2月12日、法21条2項において準用する法17条1項に基づき、東京都公報により、同変更案に係る法施行規則10条各号に定める事項につい

て公告するとともに、同日から2週間、東京都庁、世田谷区役所、目黒区役所及び渋谷区役所において、同変更案を公衆の縦覧に供している。

被告東京都は、平成15年都市計画変更素案を作成し、平成13年4月10日から12日の間の3回及び平成14年2月19日から21日の間の3回、住民に対し、その説明を行った。

② 関係市町村の住民及び利害関係人による意見書の提出

法21条2項において準用する法17条2項は、同条1項の公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に意見書を提出することができる旨を定める。

平成15年都市計画変更案について、被告東京都は、419名4団体の住民及び利害関係人から22通の意見書（賛成0、反対22通）の提出を受けた（丙第4号証）。

③ 関係市町村の意見聴取及び都道府県都市計画審議会の議決

法21条2項において準用する法18条1項は、都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする旨を定める。

平成14年1月30日、被告東京都は、平成15年都市計画変更案について、関係区である参加人世田谷区、渋谷区及び目黒区に意見聴取を行い、参加人世田谷区、渋谷区及び目黒区から、それぞれ異議がない旨、回答を得た。

被告東京都は、平成15年都市計画変更案を、関係区の住民及び利害関係人から提出された意見書の要旨を添付して、東京都都市計画審議会に付議し、平成14年12月19日、同審議会は、原案どおり議決した。

④ 平成15年都市計画変更決定

被告東京都は、関係区の意見を聴取し、かつ、東京都都市計画審議会

の議決を経たことから、平成15年1月31日、法21条2項において準用する法18条1項に基づき、平成15年都市計画変更決定をした。

⑤ 平成15年都市計画変更決定の告示等

法21条2項において準用する法20条1項は、都道府県は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては国土交通大臣（本件では、法施行規則59条の3第1項により地方整備局長に委任されている。）及び関係市町村長に法14条1項に規定する図書の写しを送付しなければならないと定め、法14条1項は、都市計画の図書として総括図、計画図及び計画書を定める。

平成15年1月31日、被告東京都は、法21条2項において準用する法20条1項に基づき、東京都公報により、平成15年都市計画変更を告示した（丙第18号証の15）。また、被告東京都は、国土交通省関東地方整備局長並びに世田谷区長、目黒区長及び渋谷区長に対し、法14条1項の図書の写しをそれぞれ送付した。

⑥ 都道府県知事及び市町村長による図書の縦覧

法21条2項において準用する法20条2項は、都道府県知事及び市町村長は、国土交通省令で定めるところにより、同条1項の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならないと定める。

これを受けて、法施行規則12条は、都道府県知事又は市町村長は、都市計画を決定し、若しくは変更した旨の告示をしたとき又は法20条1項（法21条2項において準用する場合を含む。）の規定により図書の送付を受けたときは、直ちに、法14条1項の図書又はその写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他所定の手続により公告しなければならないと定める。

平成15年1月31日、東京都知事は、法21条2項において準用す



る法20条2項及び法施行規則12条に基づき、東京都庁において、法14条1項の図書を公衆の縦覧に供するとともに、東京都公報により、縦覧場所を公告した（丙第18号証の15）。

また、法21条2項において準用する法20条2項及び法施行規則12条に基づき、世田谷区長は、同年2月3日、世田谷区役所において、法14条1項の図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告し、目黒区長は、同年2月10日、目黒区役所において、法14条1項の図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告し、渋谷区長は、同年2月14日、渋谷区役所において、法14条1項の図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告した。

#### イ 実体的要件

都市計画法13条1項は、都市計画の実体的要件として、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合すること（要件①）及び当該都市の特質を考慮して、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならないこと（要件②）を定め、同条1項11号は、都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めるとされている（被告東京都準備書面(1)9頁）。

### (3) 平成15年都市計画変更決定の実体面の適法性の具体的内容

#### ア 平成15年都市計画変更決定の理由

補助54号線は、戦災復興計画において都市計画決定されたものであり、当初、幅員は20メートルあったが、その後、15メートルに縮小された（丙第20号証209頁から214頁）。

その後、昭和39年及び昭和41年に都市計画道路の見直しを行い、起点を渋谷区代々木富ヶ谷町、終点を世田谷区祖師谷1丁目調布市境とし、小田急線と立体交差することとし、側道付設に伴う前後幅員の拡大と跨線橋部分の幅員の縮小をした。

そして、被告東京都は、平成15年1月、世田谷区の協議・検討を踏まえ、小田急線を渋谷区上原3丁目から世田谷区代田3丁目間の地下方式による連続立体交差化に変更するとともに、補助54号線の世田谷区北沢2丁目の区間につき、構造形式を嵩上げ式から地表式に変更し、跨線橋部分の幅員を前後の幅員まで拡大する内容の平成15年都市計画変更案を作成し、東京都都市計画審議会に付議して決定したものである（丙第21号証、丙第18号証の16、丁第10号証）。

#### イ 補助54号線の道路交通ネットワーク上の必要性

下北沢周辺地区の外郭を形成し、地区を通過する交通を処理する都市計画道路として、南北方向には、主要幹線道路である環状7号線、幹線道路である補助26号線があり、現状では、環状7号線が整備済みで補助26号線は一部事業中である。また、東西方向には、主要幹線道路である放射23号線（井の頭通り）、幹線道路である補助52号線があり、放射23号線が事業中であり、補助52号線が完成している（丙第12号証3頁参照）。

下北沢周辺地区内の交通需要を外郭道路へ連絡する地区幹線道路としては、南北方向に補助210号線（茶沢通り）、東西方向に補助54号線が計画決定されており、補助210号線は概成しており、補助54号線は未整備である（丙第12号証3頁参照）。

したがって、補助54号線及び補助26号線が整備されていない現在の状況では、西南方向と北東方向への交通流として、南北方向の主要生活道路である鎌倉通り、茶沢通りの北側の通り等に多くの通過交通が流入するなどする状況であり、現在事業中の放射23号線（井の頭通り）が4車線化されても、西南方向と北東方向への交通流としての通過交通を排除することはできない。

これらの通過交通を排除するためには、南北、東西それぞれの方向の幹線道路、地区幹線道路による道路ネットワークの形成が必要であり、補助54号線の道路交通ネットワーク上の必要性が認められるのである。

未整備である補助54号線と補助26号線が整備されれば、鎌倉通りや茶沢通り等を使用した通過交通がこれらの都市計画道路に転換することができるのである（丙第12号証16頁・17頁）。

#### ウ 補助54号線による交通結節機能の強化

下北沢駅は駅前に鉄道交通と道路交通との乗換えを可能とする道路が整備されていないため、下北沢から三軒茶屋を連絡するバス利用者は、駅から約200メートル離れたバス停で乗降車するほかない状況にある。タクシーも駅前の地先道路を利用して駅前に入り込む状況にあり、歩行者との混在が問題となっている（丙第12号証11頁）。

補助54号線と併せて駅前に交通広場（区画街路10号線）を整備することによって、バス・タクシーの乗降車場が設置され、下北沢駅における鉄道と他の交通機関との交通結節機能が大幅に強化される（丙第12号証18頁・19頁）。

#### エ 補助54号線による都市防災機能の強化

補助54号線は、延焼遮断帯として位置づけられている道路である（丙第13号証12頁。丁第9号証25頁）。

延焼遮断帯の機能を発揮するためには、幅員27メートル以上の道路、

鉄道、河川等は単独で、幅員24メートル以上27メートル未満のものは沿道建築の不燃化状況の指標である不燃化率が40パーセント以上の場合に、幅員16メートル以上24メートル未満のものは不燃化率が60パーセント以上の場合に、幅員11メートル以上16メートル未満のものは不燃化率が80パーセント以上の場合に、それぞれ機能を発揮し得るとされている（丙第22号証10頁）。

下北沢地区の不燃化率は平均で、約50パーセントであり、補助54号線の整備は延焼遮断帯機能を発揮するためにも必要なものである。

#### オ 補助54号線による緑のネットワーク化

下北沢駅がある北沢2丁目を含む北沢地域においては、市街地の形成が鉄道敷設を契機になされた結果、日常生活に必要な商店等の機能が下北沢駅周辺地域に集中し、これに近接して住宅地域が広がり、公園などの整備がなされないまま、市街化をほぼ終えてしまった（丁第9号証8頁ないし10頁）。

北沢2丁目地区は駅周辺地域で商店や住宅等が密集するのみならず、若い世代を中心に多くの来街者があるにもかかわらず（丙第12号証6頁・7頁）、人々に潤いや安らぎを与える緑は少ない状況である。

具体的には、北沢2丁目地区は、都市公園や身近な広場は整備されておらず（丙第23号証）、緑被率（地域における緑地面積の占める割合）も7.8パーセントと、世田谷区平均（緑被率20.5パーセント）を下回っている（丙第12号証26頁）。

補助54号線及び区画街路10号線等の整備は、街路樹等の緑化によって、小田急線の鉄道敷地、北沢川緑道、玉川上水緑道を連絡して、羽根木公園、駒場公園、大山公園ともネットワーク化を図り、連続した緑のネットワークを形成するものである（丙第12号証26頁）。

被告東京都は、市街地の緑を回復するために、公園や幹線道路沿いの街

路樹、河川の緑などにより、連続した緑の軸を形成し、これを中心に緑を増やして、市街地における緑を回復していくこととしており、補助54号線の整備は、この趣旨に沿ったものである（丙第14号証）。

カ 補助54号線の幅員等構造が適切であること。

平成15年都市計画変更決定は、小田急線の世田谷区代田3丁目から渋谷区上原3丁目間の地下方式による連続立体交差化の変更に伴い、構造形式を嵩上げ式から地表式に変更した際、跨線橋部分の幅員を前後の幅員まで拡大し、地表式に変更した。

原告らは、この点、事業費用の比較をしていない等と主張する。

しかし、これは、①駅前広場から駅周辺商店街への歩行者等の回遊動線を強化すること、②鉄道利用による来街者が多く、駅周辺の商業エリアは歩行者交通が中心となっているため、歩行者の憩いの空間を設置すること、③快適な買い物や地域コミュニティーの向上を図ることなどの観点から、歩行者主体の下北沢の街づくりに貢献するよう、歩道幅は可能な限り広く確保することが必要であるとの観点から採用されたものである。

また、補助54号線の広幅員の確保が前記のとおり、広幅員歩道を利用した歩行者空間を整備するとともに、延焼遮断帯の機能を果たし、歩道に厚みのある植栽を設置し、街に潤いを与える環境空間とするなど、緑の軸の形成に資するよう整備する必要性及びその効果は明らかである。サークル部分についてもサークルの形態を維持することにより面的に確保された部分（片側で約400平方メートル）に歩行者広場等を設置することにより新たな歩行軸を形成することができる（被告東京都準備書面（1）17頁）。

すなわち、平成15年都市計画変更決定において、既存の計画区域内を可能な限り利用することとして、道路幅員・線形をそのまま維持するとともに、跨線橋部分については、歩道の連続性を考慮し、道路幅員を14メ

一トールから22メートルまで変更したのであり、このような視点から検討しても、補助54号線の区域及び構造（規模）が適切であるのは明らかである。

## 2 本件事業認可の適法性

本件事業認可は、前提となる平成15年都市計画変更決定が前記1で述べたように、手続要件及び実体要件のいずれにおいても、被告東京都の裁量権の逸脱は些かもなく、適法というべきであるから、これを基礎としてなされた事業認可が適法であるのは明らかである。

本件事業認可が適法であることについて、被告東京都は既に主張しているが、その要旨を簡潔に再論するなら以下のとおりである。

### (1) 申請手続が法令に違反しないこと（都市計画法61条1号・要件①）

#### ア 事業認可の申請（都市計画法60条1項、2項、3項、法施行規則44条、46条）

平成18年7月31日、参加人世田谷区は、東京都知事に対し、法60条1項に基づき、本件各事業の認可申請をした。その際、申請書に施行者の名称、都市計画事業の種類、事業計画等、法60条1項各号が規定する必要事項を記載し、同条2項各号に規定する事項を事業計画に定め、同条3項が規定する書類を添付した上でこれを提出した（丙第17号証）。

#### イ 事業認可（都市計画法61条）

平成18年10月18日、東京都知事は、本件各事業の認可をした（丙第1号証）。

#### ウ 事業認可の告示等（都市計画法62条1項、2項、法施行規則48条、49条）

平成18年10月18日、東京都知事は、東京都公報により、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示した（丙第2号証）。

被告東京都は、国土交通省関東地方整備局長及び世田谷区長に対し、法60条3項1号及び2号に掲げる図書の写しを送付した。

平成18年10月26日、世田谷区長は、本件各事業について、法60条3項1号及び2号に掲げる図書の写しを世田谷区役所において公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告した。

(2)ア 事業の内容が都市計画に適合すること（都市計画法61条1号・要件②-1）

都市計画の内容は、総括図、計画図及び計画書によって表示され（都市計画法14条1項）、都市施設については、計画書に、都市施設の種類、名称、位置及び区域、その他政令で定める事項として道路の場合、種別及び車線の数その他の構造（都市計画法施行令6条1項）が定められる（都市計画法11条1項1号及び同条2項）ところ、事業の内容が都市計画に適合するとは、都市計画事業の内容が都市計画に沿い、これと矛盾なく、両立することを意味するものと解され、事業の内容が都市計画と完全に一致することを要しないというべきであると解されている（平成15年12月18日東京高裁判決・判例地方自治249号91頁）。

本件各事業の内容は、補助54号線都市計画及び区画街路10号線都市計画のそれぞれの総括図、計画図及び計画書によって表示された計画内容と、道路の位置、区域、構造等のいずれの点においても矛盾はない。

イ 事業施行期間が適切であること（都市計画法61条1号・要件②-2）

事業施行期間の適切性は、認可権者の広範な裁量に委ねられている。

したがって、認可権者が、認可申請に係る事業施行期間が特段の合理的理由もなく、不当に長期にわたるにもかかわらず、それを看過して認可するなど、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認められるような場合でない限り、事業認可について違法の問題を生じないものと解されている（平成15年12月18日東京高裁判決・判例地方自治249号

93頁)。

参加人世田谷区は、本件各事業の完了に要する事業施行期間として、用地取得に要する期間を平成19年度から平成25年までの7年間、工事に要する期間を平成22年度(区画街路10号線は24年度)から平成26年度までの5年間と計画して平成27年3月31日までの期間を申請した(丙第17号証)。

被告東京都は、本件各事業の用地取得に要する期間について、事業地内に用地買収対象地権者が126人、補償を要する物件が105件であり権利関係が輻輳する状況にあること、要員及び予算上、1年間に可能な用地買収交渉や支払い可能な補償額に限度があること等の諸事情を考慮し、参加人世田谷区が用地取得に要する期間を平成19年度から平成25年度までの7年間と計画したことは適切であると判断したものである。

工事に要する期間は、着工時期に関して、用地買収交渉や調査・測量等に必要な期間を見込むとともに、小田急線連続立体交差事業による地下化工事の施工区域と重複する区域では、同事業の進捗状況が考慮され、両路線の施工区域において、必要とされる工種・工程が見込まれ、工事期間の設定も相当であり、すべての工事が事業施行期間内に完了する見込みとなっていた。

このため、被告東京都は、参加人世田谷区が工事に要する期間を平成22年度から平成26年度までの5年間と計画したことは適切と判断したものである。

なお、用地買収の進捗状況や小田急線連続立体交差事業(本年3月に平成30年度まで事業期間を延伸済み)と重複する施工区域があることなどに鑑みて、補助54号線及び区画街路10号線の施行期間については延伸する予定である。

(3) 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場



合においては、これらの処分があったこと又はこれらの処分がされることが  
確実であること（都市計画法61条2号・要件③）

本件各事業の施行に関して必要とする行政機関の免許、許可、認可等の処  
分は必要ない。

なお、本件各事業の施行に関して必要とする行政機関の免許、許可、認可  
等の処分はないことから、事業認可申請書に都市計画法60条3項4号に定  
める当該処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書は添付  
されていない（丙第17号証）。

- (4) 事業認可を受ける事業の単位がそれだけで最小限の事業の効果が発揮され  
るものであること（事業単位の適切性・要件④）

本件各事業は、現在、下北沢駅前において鉄道からバス等への乗換えがで  
きない状況から、駅前広場とそれに繋がる道路が整備されることにより、補  
助210号線（茶沢通り）と駅前等とのアクセスが向上し、下北沢駅周辺の  
交通結節機能の強化が図られるだけでなく、道路整備により地域の防災性が  
向上する。また、本件各事業により、東端で補助54号線が茶沢通りと接続  
し、西端が一番街本通り及び鎌倉通りにつながる既存道路と接続すること  
により、円滑な道路交通も確保される。

したがって、本件各事業は、事業認可を受ける事業の単位としてそれだけ  
で最小限の事業の効果が発揮されるものである。

### 第3 結論

- 1 本件各訴えのうち、本件各事業認可の取消しを求める訴えについては、本件  
各事業認可の対象となった補助54号線と区画街路10号線の都市計画事業は、  
いずれも別個独立の道路事業である都市計画事業であるから、各原告が、事業  
ごとに自己のどのような権利若しくは法律上保護された利益が侵害されるか等、  
原告適格を主張立証するべきところ、この主張立証はいずれの原告についても

なされていない。

したがって、本件各訴えのうち、本件各事業認可の取消しを求める訴えは、他の訴訟要件を検討するまでもなく、いずれも不適法な訴えであり、すみやかに却下されるべきである。

また、第一次訴訟原告番号32（須藤光男）の1名を除く原告については、道路事業である本件各事業の事業地内の不動産につき権利を有する者はいない点で判例が示す原告適格の基準を満たさないというべきである。なお、原告須藤光男は、平成23年10月20日に、事業地内に所有する土地について、世田谷区土地開発公社との間で土地売買契約を、世田谷区との間で物件移転補償契約をそれぞれ締結しており、当該土地の引渡し期限は平成26年3月31日とされている。

さらに、本件各事業認可処分の差止めを求める訴えについては、事業認可の対象が具体的になっていないから、いずれの原告についても、行政事件訴訟法37条の4第1項が規定する「一定の処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合」を満たさない不適法な訴えとして却下されるべきである。

2 原告らの被告東京都に対する本件各請求は、都市計画事業である本件各事業認可処分の取消し及び差止めを求める請求であるが、本件各事業認可の前提となる平成15年都市計画変更決定は、手続要件及び実体要件のいずれも満たす適法なものであり、それを基礎としてなされた本件各事業認可も都市計画法61条が規定する適法要件のいずれも満たしており、本件各事業認可を違法とする理由がないことは明らかである。

3 以上のとおり、本件各訴えは不適法として却下されるべきか、そうでないとしても理由がない請求であるから、棄却されるべきである。